

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月26日
【会社名】	アンジェス M G株式会社
【英訳名】	AnGes MG, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 英 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号 彩都バイオインキュベータ4階
【本店の所在の場所】	(同所は研究所の所在地であり、実際の管理業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 米尾 哲治
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階
【電話番号】	03-5730-2641
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 米尾 哲治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 499,972,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	アンジェス M G株式会社 東京支店 (東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,136,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 本株式については、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、平成26年3月26日(以下「決議日」といいます。)に発行を決議しております。

2 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,136,300株	499,972,000	249,986,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,136,300株	499,972,000	249,986,000

(注) 1 本株式の募集は第三者割当の方法により、全部をフォレストフィールド1号投資事業有限責任組合(以下「割当予定先」といいます。)に割り当てます。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は249,986,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
440	220	100株	平成26年4月11日(金)	-	平成26年4月14日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 当社は、本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本株式の第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」といいます。)は行われなないこととなります。

3 発行価格は、会社法上の払込金額です。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。

4 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
アンジェスMG株式会社 管理部	東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新橋支店	東京都港区新橋1丁目10番6号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
499,972,000	9,000,000	490,972,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
 2 発行諸費用の概算額は、候補先の属性調査、弁護士費用、信託銀行費用、登録免許税等の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額490,972,000円の使途につきましては、次のとおりの具体的な使途を予定しております。また、調達資金を具体的な使途に充当するまでの間は、銀行預金、短期有価証券等にて管理することといたします。

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
ライセンスフィー及び開発費用	490,972,000	平成26年5月～平成29年9月

本第三者割当増資による資金調達の目的は、当社がこれまでムコ多糖症 型治療薬「ナグラザイム®」の開発及び販売を通じて蓄積してきた、難病及び希少疾患を対象としたオーファンドラッグ（希少疾病用医薬品）を自社で開発・販売する基盤を活用し、海外で既に開発・販売されているオーファンドラッグを国内に導入するための費用の一部に充当することです。

海外で既に開発・販売されているオーファンドラッグは、一般に国内での上市の成功確度が高く、また、オーファンドラッグの開発を促進する国の制度（オーファンドラッグ指定）により、政府から開発資金の支援や製造承認までの審査を優先的に受けられるなどの利点があります。上記の理由から、通常の医薬品開発（一般には非臨床試験から臨床試験を経て製造販売承認に至るまで10年程度の期間を要します。）と比較して早期の収益化を期待できます。当社は平成25年11月までにこの候補となる製品を選定済みであり、現在、開発元の企業と契約に向けた交渉を継続して行なっております。製品及びその対象となる疾患等の詳細は、契約面等の諸条件が整い次第、公表する予定です。なお、当社は、平成26年2月7日付の取締役会において、国内で有効な治療薬が存在しないため医療上も切望されており、かつ、通常の医薬品開発と比較して約3年半という短期間で当社の収益基盤の安定化に寄与する製品の導入を強化することを決議し、中期経営計画に盛り込んでおります。

この候補製品の導入及び開発について、平成26年5月から平成29年9月までの期間におけるライセンスフィー（契約時に支払う一時金や開発の進捗に応じて支払う対価を想定）及び国内での臨床試験実施等の開発に関わる費用として、合計約610百万円の費用の発生を見込んでいます。上記「4 新規発行による手取金の使途（1）新規発行による手取金の額」に記載される差引手取概算額490,972,000円はこの一部として充当いたします。差額については手元資金や補助金の獲得等により充当してまいります。

なお、平成25年10月に行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当（以下「平成25年10月新株予約権第三者割当」といいます。）を実施しておりますが、平成25年10月新株予約権第三者割当の資金調達の目的は、末梢性血管疾患を対象疾患としたHGF遺伝子治療薬「コラテジェン®」の開発のための国際共同第 相臨床試験を実施するための費用に充当することを目的としたものであり、本第三者割当増資の目的とは異なります。

上記のとおり、今回調達する資金は、海外で既に開発・販売されているオーファンドラッグの国内への導入に必要なライセンスフィー及び国内での開発費用の一部に充当するものです。当社は、当社の企業価値を継続的に高めていく前提としては、収益基盤の安定化を図っていくことが必要であると考えております。当社は、別途末梢性血管疾患を対象疾患としたHGF遺伝子治療薬「コラテジェン®」や核酸医薬「NF- Bデコイオリゴ」等のプロジェクトの開発を進めておりますが、当社の収益基盤の安定化を図っていくためには、通常の医薬品開発と比較して短期間で安定した収益の源泉となる製品を確保することが必要となります。このような観点からは、海外で既に開発・販売されているため、一般に国内での上市の成功確度が高く、また、約3年半という比較的短期間で国内への導入が可能と見込まれる、オーファンドラッグの国内への導入が適切であると考えます。このように、当社は、今回調達する資金を使用して、当該オーファンドラッグを国内に導入し収益基盤の安定化を図り、もって、当社の企業価値及び株主価値を増大させることを目指しており、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合
所在地	東京都港区三田一丁目6番3号
出資額	702,000,000円

組成目的	バイオ関連分野で事業を展開する日本国内の上場会社及び非上場会社の株式及び新株予約権の取得及び保有
主たる出資者及びその出資比率	1. 社会福祉法人仁生社 江戸川病院 71.2% 東京都江戸川区東小岩2丁目24番18号 病院 2. 株式会社夢真ホールディングス 28.5% 東京都文京区大塚3丁目11番6号 人材派遣 3. 三田証券株式会社 0.1% 東京都中央区日本橋兜町3番11号 証券会社 4. フォレストフィールド株式会社 0.1% 東京都港区三田一丁目6番3号 投資事業有限責任組合運営
業務執行組員又はこれに類する者	名称 フォレストフィールド株式会社 所在地 東京都港区三田一丁目6番3号 代表者 代表取締役 羽田次郎 事業内容 投資事業有限責任組合運営 資本金 3,000,000円 株主構成 1. 株式会社Mokkei 50% 東京都港区三田一丁目6番3号 資産管理業務 2. 鈴木聡平 50% 東京都武蔵野市 (元フォレストフィールド株式会社取締役)

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成26年3月26日現在におけるものです。

b. 提出者と割当予定先の関係

当社が保有している割当予定先の持分の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先の関係の欄は、平成26年3月26日現在におけるものです。

c. 提出者と業務執行組員又はこれに類する者の関係

当社が保有している業務執行組員又はこれに類する者の株式数	該当事項はありません。
業務執行組員又はこれに類する者が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 提出者と業務執行組員又はこれに類する者の関係の欄は、平成26年3月26日現在におけるものです。

d. 割当予定先の選定理由

割当予定先は、無限責任組員であるフォレストフィールド株式会社により平成26年1月に新規に組成された投資事業有限責任組合ですが、主にバイオ関連分野で事業を展開する日本国内の上場会社及び非上場会社への投資を目的としております。また、割当予定先の無限責任組員であるフォレストフィールド株式会社の役員及び割当予定先の投資委員会の委員は、いずれも、投資全般について、広範な知見、幅広い経験及び実績を有していることを当社は略歴や面談等を通じて確認しております。

他方で、当社は、平成25年11月までに導入開発品の候補となる製品を選定し、その実施のための資金調達方法を含む事業計画についても検討して参りました。このような中で、平成26年1月20日に投資候補先を検討していた割当予定先の無限責任組員であるフォレストフィールド株式会社が当社に来社し、第三者割当増資による当社株式への投資提案を行いました。その提案を受けて、当社は、同社との間で第三者割当増資の実施につき協議を開始することになりました。

そして、割当予定先との協議を通じて、割当予定先は、オーファンドラッグ導入により収益基盤の安定化を図るという当社の経営方針及び、その実現のために資金の調達が必要となる当社の置かれている経営環境等に十分な理解を示し、平成26年1月27日に同意いただきましたため、その実現のための資金提供先として割当予定先を選定いたしました。

e. 割当てようとする株式の数

フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合 1,136,300株

f. 株券等の保有方針

当社は割当予定先とは保有方針について特段の取り決めをしておりませんが、平成26年2月17日に、当社代表取締役が、フォレストフィールド株式会社の取締役と面談した際に、割当予定先は経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的とすること、及び割当予定先は当社の中長期の成長可能性を評価し、中長期の保有を目指しつつ、短期での売却を行う場合であっても売却に際しては市場の動向を勘案して市場への影響を留意しながら売却する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

g. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、フォレストフィールド株式会社から、フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合は平成26年3月19日現在で預金残高が702,000,000円ある旨の報告を受け、銀行預金口座の通帳残高でこれを確認しております

以上により、当社は割当予定先の本第三者割当増資の払込みに要する財産について問題はないもの判断しております。

h. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先との面談を実施したうえ、割当予定先からは、割当予定先、その出資者及び無限責任組員、並びにそれらの役員等及び出資者が反社会的勢力とは一切関係がない旨の表明を個別に得ております。

また、当社は、割当予定先、フォレストフィールド株式会社及びその役員、並びに割当予定先のその他の主たる出資者が、暴力団等の反社会勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社J P リサーチ & コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番12号)に調査を依頼し、照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。さらに、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本株式の発行価額につきましては、当社株式の株価動向、市場動向、本第三者割当増資で発行される株式数等を勘案し、本第三者割当増資に関する決議日の直前営業日(平成26年3月25日)の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値である1株440円といたしました。

当社は、平成26年2月7日に平成25年12月期決算短信を公表しており、直前営業日の終値が現在の当社の企業価値を最も適正に反映していると考えております。よって、上記発行価額は公正な発行価額であると考えられ、したがって、割当予定先に特に有利な金額ではないと判断しております。かかる発行価額の算定は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

なお、決議日の直前営業日までの直近1ヵ月間の平均値終値は1株495.3円(ディスカウント率11.17%)、決議日の直前営業日までの直近3ヵ月間の平均値終値は1株553.9円(ディスカウント率20.57%)、決議日の直前営業日までの直近6ヵ月間の平均値終値は1株611.6円(ディスカウント率28.06%)であります。かかる発行価額の算定は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

本件に関し、当社監査役全員も、上記算定根拠による発行価額の決定においては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、また、本第三者割当増資の実施の必要性とともに、現在の株式市場の状況及び当社の株価の推移状況、本第三者割当増資により発行される株式数等を考慮すると、上記発行価額は公正な発行価額であると判断され、さらに、日本証券業協会の指針も勘案されていることから、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

今回の資金調達により、平成25年12月31日現在の発行済総株式に係る議決権数に対して3.63%の希薄化が生じ(なお、当社は、平成25年11月18日開催の取締役会決議に基づき、平成26年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っており(以下「平成26年1月株式分割」といいます。)、平成26年1月株式分割を反映し

た発行済株式数は31,267,600株となり、かかる希薄化の割合は当該発行済株式数に基づき算定しております。以下同じ。)、また、平成25年10月新株予約権第三者割当に基づく新株予約権の発行がなされる以前の平成25年9月30日現在の発行済株式(平成26年1月株式分割を反映した後の発行済株式数:31,267,600株)に係る議決権数(312,676個)に対する、平成25年10月新株予約権第三者割当に基づく新株予約権の対象となる株式(平成26年1月株式分割を反映した後の新株予約権の対象となる株式数:5,000,000株(議決権数:50,000個))を含めて同様に算定した希薄化率は19.63%となり、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本第三者割当増資は、国内で有効な治療薬が存在しないため医療上也切望されており、かつ、海外で既に開発・販売されているため、一般に国内での上市の成功確度が高く通常の医薬品の開発と比較して短期間での上市が可能と見込まれるオーファンドラッグの国内への導入を目的としたものであり、とりわけ今回国内に導入予定のオーファンドラッグは、約3年半という比較的短期間で安定した収益の源泉の一つとなり、当社の収益基盤の安定化に寄与するものであり、その結果、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えており、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
塩野義製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町3-1-8	1,186,800	3.80	1,186,800	3.66
フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田1-6-3	-	-	1,136,300	3.51
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	778,100	2.49	778,100	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	761,700	2.44	761,700	2.35
森下 竜一	大阪府吹田市	691,600	2.21	691,600	2.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	547,400	1.75	547,400	1.69
小谷 均	兵庫県西宮市	369,800	1.18	369,800	1.14
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2-4-1麹町大通りビル13階	313,000	1.00	313,000	0.97
中村 敏一	京都府京都市	181,200	0.58	181,200	0.56
バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントツイーアイエルエム	東京都千代田区丸の内2-7-1決済事業部	170,300	0.54	170,300	0.53
計	-	4,999,900	15.99	6,136,200	18.94

(注) 1 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2 所有株式数及び割当後の所有株式数については、割当予定先の割当後の所有株式数を除いて、平成25年12月31日時点の株主名簿を基準に平成26年1月株式分割を反映した後の株式数を記載しております。

3 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年12月31日時点の発行済株式総数に平成26年1月株式分割を反映した後の発行済株式総数31,267,600株に係る議決権数(312,676個)を基準に算定しています。

4 割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合は、平成25年12月31日時点の発行済株式総数に平成26年1月株式分割を反映した後の発行済株式総数31,267,600株に係る議決権数(312,676個)に、本第三者割当増資により発行される株式1,136,300株に係る議決権数(11,363個)を加えて算出した数値を基準に算定しています。

- 5 UBS AG London Branchは、平成25年12月31日時点で平成25年10月新株予約権第三者割当に基づき発行された新株予約権50,000個を保有しており、当該新株予約権の対象となる株式は5,000,000株(平成26年1月株式分割を反映した後の当該新株予約権の対象となる株式数)です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）平成25年3月29日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第1四半期（自平成25年1月1日 至平成25年3月31日）平成25年5月10日 関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第2四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）平成25年8月12日 関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第3四半期（自平成25年7月1日 至平成25年9月30日）平成25年11月11日 関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年3月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、平成25年3月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年3月26日）までの間において、以下のとおり変更及び追加すべき事由が生じております。変更箇所は_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（平成26年3月26日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

事業等のリスク

（変更前）

(2) 今後の事業展開について

事業収益は、各プロジェクトの開発に関して提携先から得られる収益、及びナグラザイムの販売による収益によって構成されております。

ナグラザイムに関しては、平成20年4月に発売され、当社グループは、ナグラザイムの販売による収益を計上しております。今後、対象疾患であるムコ多糖症 型の患者の患者に対する啓蒙活動により国内売上の増加が見込まれます。しかしながら、患者の増加が見込めない可能性があります。

虚血性疾患治療剤「コラテジェン®」（HGF遺伝子治療薬）に関しては、第一三共株式会社に対し、末梢性血管疾患及び虚血性心疾患分野の国内の独占的販売権を付与する契約を締結しており、その契約に基づいて当社グループは、開発の進捗に伴い、開発協力金やマイルストーンを受取り、事業収益に計上しております。さらに将来、「コラテジェン®」が国内において上市された際には売上高の一定率をロイヤリティとして受取る予定です。同様に、田辺三菱製薬株式会社に対し、末梢性血管疾患を対象とした米国における独占的販売権を付与する契約を平成24年10月に締結しております。その契約に基づいて、当社グループは、開発の進捗に伴い、開発協力金やマイルストーンを受取り、事業収益に計上する予定です。さらに将来、本製品が上市された際には、当社グループは、売上高の一定率をロイヤリティとして受取る予定です。しかしながら、日本及び米国において製造販売承認がなされない可能性があります。

NF- Bデコイオリゴについては、塩野義製薬株式会社との間でアトピー性皮膚炎などを治療する外用剤全般の共同開発、及び全世界における独占的な販売権を付与する契約を締結しており、その契約に基づいて、当社グループは、開発の進捗に伴い、開発協力金やマイルストーンを受取り、事業収益に計上する予定です。さらに将来、本製品が上市された際には、当

社グループは、売上高の一定率をロイヤリティとして受取る予定です。しかしながら、地域に関わらず製造販売承認がなされない可能性があります。

Allovectin®に関しては、バイカル インクとの間で研究開発契約を締結しています。将来、Allovectin®が米国、欧州、豪州等で上市された際には、当社グループが売上高に応じたロイヤリティを受取る予定です。しかしながら、地域に関わらず製造販売承認がなされない可能性があります。

(変更後)

(2) 今後の事業展開について

事業収益は、各プロジェクトの開発に関して提携先から得られる収益、及びナグラザイムの販売による収益によって構成されております。

ナグラザイムに関しては、平成20年4月に発売され、当社グループは、ナグラザイムの販売による収益を計上しています。今後、対象疾患であるムコ多糖症 型の患者の患者に対する啓蒙活動により国内売上の増加が見込まれます。しかしながら、患者の増加が見込めない可能性があります。

虚血性疾患治療剤「コラテジェン®」(HGF遺伝子治療薬)に関しては、第一三共株式会社に対し、末梢性血管疾患及び虚血性心疾患分野の国内の独占的販売権を付与する契約を締結しており、その契約に基づいて当社グループは、開発の進捗に伴い、開発協力金やマイルストーンを受取り、事業収益に計上しております。さらに将来、「コラテジェン®」が国内において上市された際には売上高の一定率をロイヤリティとして受取る予定です。同様に、田辺三菱製薬株式会社に対し、末梢性血管疾患を対象とした米国における独占的販売権を付与する契約を平成24年10月に締結しております。その契約に基づいて、当社グループは、開発の進捗に伴い、開発協力金やマイルストーンを受取り、事業収益に計上する予定です。さらに将来、本製品が上市された際には、当社グループは、売上高の一定率をロイヤリティとして受取る予定です。しかしながら、日本及び米国において製造販売承認がなされない可能性があります。

NF- Bデコイオリゴについては、塩野義製薬株式会社との間でアトピー性皮膚炎などを治療する外用剤全般の共同開発、及び全世界における独占的な販売権を付与する契約を締結しており、その契約に基づいて、当社グループは、開発の進捗に伴い、開発協力金やマイルストーンを受取り、事業収益に計上する予定です。さらに将来、本製品が上市された際には、当社グループは、売上高の一定率をロイヤリティとして受取る予定です。しかしながら、地域に関わらず製造販売承認がなされない可能性があります。

Allovectin®に関しては、Vical, Inc.(以下「Vical社」という。)との間で研究開発契約を締結し、Allovectin®の第 相臨床試験を相互理解のもと順調に進めており、Vical社は平成25年8月中にトプラインデータを公表すると宣言しておりました。しかしながら、Vical社は平成25年8月12日に、主要評価項目である奏功率と副次評価項目である全生存期間のいずれにおいても、統計学的に有意な改善効果が示されなかった、それによりAllovectin®の転移性メラノーマ(悪性黒色腫)を対象とするプロジェクトを中止するとの発表がありました。当社グループは、当社が有するAllovectin®に関するアジア地域における独占的開発販売権、及びメラノーマ以外での癌疾患での適用可能性も踏まえて、Vical社から送られてきましたAllovectin®の第 相臨床試験の詳細データの十分な検証を重ね、一定の対応策を講じておりますが、今後の事態の進展に応じた適切な対応策が見いだせない場合には、Allovectin®による将来の収入が見込めないことになるため、当社グループの事業戦略や将来の業績が影響を受ける可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

アンジェス MG株式会社 本店

(大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号彩都バイオインキュベータ4階)

アンジェス MG株式会社 東京支社

(東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。